### (19) **日本国特許庁(JP)**

# (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6656731号 (P6656731)

(45) 発行日 令和2年3月4日(2020.3.4)

(24) 登録日 令和2年2月7日(2020.2.7)

(51) Int.Cl. C22B 9/02 B01D 29/01 B01D 36/00 C22B 21/06 B22D 43/00	(2006. 01) (2006. 01) (2006. 01) (2006. 01) (2006. 01)	F1 C22B B01D B01D B01D C22B	9/02 29/04 29/04 36/00 21/06	5 1 0 A 5 3 0 A 請求項の数 2 (全 11 頁) 最終頁に続く
(21) 出願番号 (22) 出願日 (65) 公開番号 (43) 公開日 審査請求日	特願2016-420 (P2016-平成28年1月5日 (2016- 平成28年1月5日 (2016- 特開2017-122248 (P20- 平成29年7月13日 (201- 平成30年11月30日 (201- 平成30年11月30日 (201-	5.1.5) 017-122248A) 7.7.13)	(73) 特許権者 (74) 代理人 (72) 発明者 審査官	弁理士 平野 玄陽 首長 英夫 山梨県笛吹市御坂町成田2661-4 株 式会社やまなみ技研内 國方 康伸
				最終頁に続く

(54) 【発明の名称】金属溶解装置及びこれに使用するフィルター

## (57) 【特許請求の範囲】

### 【請求項1】

溶湯中の不純物を除去するためのフィルターが溶湯の取出し部に設けられている金属溶解装置であって、上記のフィルターが、垂下状のフィルター板と、この垂下状のフィルター板の板厚方向に離されて取出し部の底面から起立されている起立状のフィルター板とで形成され、上記の垂下状のフィルター板の下端が、溶湯の取出し部の底面から離されていると共に、起立状のフィルター板の上端より下方に位置決めされ、上記の起立状のフィルター板の上端が、溶湯の液面より下方に位置決めされ、また上記のフィルターは、垂下状のフィルター板と起立状のフィルター板が連結されて一体状に形成されていると共に、起立状のフィルター板の下端が取出し部の底面にあてられて溶湯の取出し部に着脱自在に形成されていることを特徴とする金属溶解装置。

#### 【請求項2】

請求項1記載の金属溶解装置に使用するフィルターであって、垂下状のフィルター板と、この垂下状のフィルター板の板厚方向に離されて取出し部の底面から起立されている起立状のフィルター板とで形成され、上記の垂下状のフィルター板の下端が、溶湯の取出し部の底面から離されていると共に、起立状のフィルター板の上端より下方に位置決めされ、上記の起立状のフィルター板の上端が、溶湯の液面より下方に位置決めされ、また垂下状のフィルター板と起立状のフィルター板が連結されて一体状に形成されていると共に、起立状のフィルター板の下端が取出し部の底面にあてられて溶湯の取出し部に着脱自在に形成されていることを特徴とする金属溶解装置に使用するフィルター。

#### 【発明の詳細な説明】

#### 【技術分野】

### [0001]

本発明は、例えばアルミニウム合金等の金属材料を溶解する金属溶解装置に関し、更に詳しくは金属溶解装置及びこれに使用するフィルターに関するものである。

#### 【背景技術】

## [0002]

ところで、この種の装置は、金属材料の溶解時に、酸化皮膜や金属間化合物等の不純物(スラグ)が発生するのを避けられない。この不純物は、溶解した金属(溶湯)の品質を低下させ、ひいては鋳造品の品質にも悪影響を与えるものである。

#### [0003]

そこで、従来、この種の装置は、例えば特許文献1に記載されているように、坩堝にフィルター板が設けられ、このフィルター板によって、純度の高い溶湯を製造できるよう形成されていた。

#### [0004]

しかしながら、従来装置は、フィルター板が坩堝の中を仕切るよう、坩堝の底に、単に 起立状に設けられているのに過ぎなかった。

そのため、従来のこの種の装置を使用すると、フィルター板で溶湯の流れが妨げられ、 溶湯の製造効率が低下し易い、という問題があった。

#### [0005]

またこの種の問題を解消するため、例えばフィルター板の目を粗め(粗孔)にすると、溶湯の通過速度は上がるものの、濾過性能が低下し、溶湯の品質が低下するのを避けられなかった。

#### [0006]

また従来、例えば、フィルターを箱形に形成し、濾過面積を大きくして、溶湯の濾過速度と濾過性能の低下を防止するアイデアも知られている。

しかし、この場合は、坩堝の容積が箱形のフィルターによって狭小化するため、これによると、溶湯の取出し作業、汲出し作業がし難くなる、という問題があった。

## [0007]

またこの種の問題を解消するため、例えば箱形のフィルターを大きくすると、その分、 装置(炉)が大型化し、設置スペースが広く必要になった。

従って、この種の装置は、溶湯中の不純物を効率良く除去でき、しかも溶湯の流れ(溶湯の流動性)を良好に維持でき、品質の良い溶湯を効率良く製造できるよう形成されているのが望ましい。

### 【先行技術文献】

## 【特許文献】

#### [00008]

【特許文献1】特開2007-285679号公報

#### 【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

#### [0009]

本発明は、このような従来の問題に鑑み、提案されたものである。

従って本発明の解決しようとする技術的課題は、溶湯中の不純物を除去するためのフィルターが溶湯の取出し部に設けられている金属溶解装置において、溶湯の濾過性能を低下させることなく、品質の良い溶湯を効率良く製造できるよう形成した金属溶解装置及びこれに使用するフィルターを提供することにある。

## 【課題を解決するための手段】

### [0010]

本発明は、上記の課題を解決するため、次のような技術的手段を採る。

即ち本発明は、図1等に示されるように、溶湯4中の不純物を除去するためのフィルタ

20

10

- 7 が溶湯 4 の取出し部 6 に設けられている金属溶解装置であって、上記のフィルター7 が、垂下状のフィルター板 7 a と、この垂下状のフィルター板 7 a の板厚方向に離されて取出し部 6 の底面 6 a から起立されている起立状のフィルター板 7 b とで形成され、上記の垂下状のフィルター板 7 a の下端 7 a 1 が、溶湯 4 の取出し部 6 の底面 6 a から離されていると共に、起立状のフィルター板 7 b の上端 7 b 1 より下方に位置決めされ、上記の起立状のフィルター板 7 b の上端 7 b 1 が、溶湯 4 の液面より下方に位置決めされ、また上記のフィルター 7 は、垂下状のフィルター板 7 a と起立状のフィルター板 7 b が連結されて一体状に形成されていると共に、起立状のフィルター板 7 b の下端が取出し部 6 の底面 6 a にあてられて溶湯 4 の取出し部 6 に着脱自在に形成されていることを特徴とする(請求項 1)。

## [0011]

また本発明の装置に使用するフィルター7としては、垂下状のフィルター板7aと、この垂下状のフィルター板7aの板厚方向に離されて取出し部6の底面6aから起立されている起立状のフィルター板7bとで形成され、上記の垂下状のフィルター板7aの下端7a1が、溶湯4の取出し部6の底面6aから離されていると共に、起立状のフィルター板7bの上端7b1より下方に位置決めされ、上記の起立状のフィルター板7bの上端7b1が、溶湯4の液面より下方に位置決めされ、また垂下状のフィルター板7aと起立状のフィルター板7bが連結されて一体状に形成されていると共に、起立状のフィルター板7bの下端が取出し部6の底面6aにあてられて溶湯4の取出し部6に着脱自在に形成されていることを特徴とするものがある(請求項2)。

#### 【発明の効果】

#### [0012]

本発明の装置及びフィルターは、このように形成されているから、垂下状のフィルター板と起立状のフィルター板によって、溶湯の液面レベルに対応して溶湯中の不純物を除去できる。

## [0013]

また本発明の装置並びにフィルターは、垂下状のフィルター板と起立状のフィルター板の間を介して溶湯を流すことができる。

従って、本発明の場合は、フィルターで溶湯の流れを妨げる割合が小さくなり、温度保持室(炉内)と取出し部(汲出し口)の液面の差を小さくできる。

その結果、これによれば、溶湯の流れが良好になり、品質の良い溶湯を効率良く製造できる。

## [0014]

<u>また本発明の装置並びにフィルターによると、フィルターの配設が簡単になり、フィル</u>ターを取り外して掃除を楽にでき、メンテナンスが容易になる。

## 【図面の簡単な説明】

#### [0015]

【図1】本発明装置及びフィルターの好適な一実施形態を示し、図2のI-I線における 要部断面図である。

- 【図2】同上装置等の要部平面図である。
- 【図3】同上装置等の要部拡大縦断面図である。
- 【図4】同上装置等の作用を説明するための要部拡大縦断面図である。
- 【図5】同上装置等の他の実施形態を示す要部平面図である。
- 【図6】図5のVI-VI線における断面図である。
- 【図7】同上装置等の他の実施形態を示す要部平面図である。
- 【図8】図7のVIII-VIII線における断面図である。
- 【図9】同上装置等の他の実施形態を示す要部平面図である。
- 【図10】図9のX-X線における断面図である。
- 【図11】同上装置等の他の実施形態を示す要部平面図である。
- 【図12】図11のXII-XII線における断面図である。

10

20

30

40

【図13】同上装置等の更に他の実施形態を示し、図14のXIII・XIII線における要部断面図である。

【図14】図13に示す装置等の要部平面図である。

【発明を実施するための形態】

#### [0016]

以下、本発明を実施するための好適な一実施形態を添付図面に従って説明する。

この実施形態の本発明装置は、ダイカスト鋳造用に関し、図1、図2等において、1はアルミニウム合金等の金属材料であり、2はこの金属材料1の投入口である。また3は、投入された金属材料1の溶解室である。

#### [0017]

溶解室3で得られた溶湯4は、温度保持室5で温度の低下が防止され、この温度保持室5から取出し部6(汲出し口)に入る。本発明の金属溶解装置は、この取出し部6に、溶湯4中の不純物を除去するためのフィルター7が設けられている。

#### [0018]

フィルター 7 は、垂下状のフィルター板 7 a と、この垂下状のフィルター板 7 a の板厚方向に離されて取出し部 6 の底面 6 a から起立されている起立状のフィルター板 7 b とで形成されている。この実施形態の場合、垂下状のフィルター板 7 a は、取出し部 6 の流入口 6 a の側に配置されている。

### [0019]

またこの実施形態の本発明装置は、垂下状のフィルター板7aと起立状のフィルター板7bが連結部材8を介して平行状に連結され、一体状に形成されている。連結部材8は、垂下状のフィルター板7aの下部と、起立状のフィルター板7bの上部を連結するよう、各フィルター板7a、7bを正面から見て左右方向の両側に配置されている。

#### [0020]

フィルター 7 は、連結部材 8 の厚み分だけ、垂下状のフィルター板 7 a と起立状のフィルター板 7 b が離されている。そして、この間隔 d 1 (図 4 参照)が、溶湯 4 の流路として機能するよう形成されている。なお、間隔 d 1 は、この実施形態では 4 0 mmに選定されている。

## [0021]

またフィルター 7 は、図 1 等に示されるように、起立状のフィルター板 7 b の下端が取出し部 6 の底面 6 a にあてられて着脱自在に設けられている。具体的には、垂下状のフィルター板 7 a の上部が、取付用のカバー 9 を介して装置本体 1 0 としての炉の外壁に、ボルト 1 1 で着脱可能に取り付けられている。

#### [0022]

またフィルター7は、垂下状のフィルター板7aの下端7a1が、起立状のフィルター板7bの上端7b1より下方に位置決めされている。垂下状のフィルター板7aの下端7a1と、起立状のフィルター板7bの上端7b1との間隔d2(図4参照)は、この実施形態では100mmに選定されている。

#### [0023]

なお、垂下状のフィルター板7aと起立状のフィルター板7bは、多孔質のセラミック 40 スで形成されている。また各フィルター板7a、7bの板厚は、この実施形態では20mmに選定されている。

## [0024]

また図2において、12は溶解用バーナーであり、13は温度保持用バーナーである。また14(図3参照)は溶湯4を汲出し、鋳型等の次段に供給するための給湯装置である

## [0025]

次に、本発明装置の作用を説明する。

先ず投入口 2 から投入されたアルミニウム合金等の金属材料 1 は、溶解室 3 で溶解され、この溶解室 3 から溶湯 4 が温度保持室 5 に流入する。次に、溶湯 4 は、温度保持室 5 で

\_\_

20

30

40

加熱されて所定温度に保持され、溶湯4の取出し部6に流入する。

#### [0026]

而して、本発明の場合、取出し部6のフィルター7は、上記の通り、垂下状のフィルター板7aと、この垂下状のフィルター板7aから離されて取出し部6の底面6aに起立されている起立状のフィルター板7bとで形成されている。そして、この実施形態では垂下状のフィルター板7aが、取出し部6の流入口6aの側に設けられている。

## [0027]

そのため、図4に示されるように、溶湯4は、先ず垂下状のフィルター板7aの下端7a1と取出し部6の底面6aとの間を流れ、次に各フィルター板7a、7bの間を上昇する。この上昇過程において、溶湯4は、流圧で矢印方向に押し流されながら流れ、起立状のフィルター板7bで不純物15が除去される。そして、溶湯4は、起立状のフィルター板7bの上端7b1を超えて取出し部6に入る。

#### [0028]

また温度保持室5(図1等参照)において、溶湯4の液面が上昇し、垂下状のフィルター板7aの下端7a1より上がると、溶湯4は、図4に矢印で示されるように、垂下状のフィルター板7aで濾過される。そして、濾過済みの清浄な溶湯4が、取出し部6から給湯装置14(図3参照)で汲み出され、鋳造工程に送られる。なお、同図において、15は、各フィルター板7a、7bの片面に付着する不純物を示す。

本発明の場合は、このように垂下状のフィルター板 7 a と起立状のフィルター板 7 b によって、溶湯 4 の液面レベルに対応して溶湯 4 中の不純物 1 5 を除去できる。

#### [0029]

以上の処において、本発明の場合、<u>垂下状のフィルター板7aと起立状のフィルター板7bの間隔d1(図4参照)や、垂下状のフィルター板7aの下端7a1と起立状のフィルター板7bの上端7b1との間隔d2(図4参照)は、取出し部6や坩堝16(図13等参照)の広狭、溶解する金属材料1の種類の違いなどにより、適宜選定されるので良い</u>

### [0030]

本発明の場合、間隔 d 1 、 d 2 は、溶湯 4 の円滑な流れを確保でき、しかも濾過効果を高く得られる範囲に選定される。通常、間隔 d 1 は 4 0 ~ 7 0 m m 、間隔 d 2 は 7 0 ~ 1 3 0 m m 程度に選定されるのが好ましい。

## [0031]

また垂下状のフィルター板7aと起立状のフィルター板7bは、上例では平行状に配置されているが、本発明はこれに限定されるものではない。

### [0032]

即ち、本発明は、例えば起立状のフィルター板 7 b が、垂下状のフィルター板 7 a の側に、フィルター板 7 b の上部が近づけられて傾斜状に配置されているのでも良い。

なぜなら、これによると、溶湯4が、各フィルター板7a、7bの間を上方に流れる際、起立状のフィルター板7bの抵抗作用でフィルター板7bに不純物が付着し易くなり、 その分、濾過率をアップできるからである。

## [0033]

また本発明は、垂下状のフィルター板7a及び起立状のフィルター板7bが、一枚板で形成されるのに代え、図5~図8に示されるように、複数の板が耐熱材接合方法等で継ぎ足されて形成されているのでも良い。

#### [0034]

図5、図6の事例は、垂下状のフィルター板7aと起立状のフィルター板7bとも、各フィルター板7a、7bを正面から見て左右方向に2枚の板を継ぎ足して連結し、一枚板状に形成している事例である。また図7、図8の実施形態は、垂下状のフィルター板7aが上下方向に継ぎ足されている事例である。

## [0035]

フィルター7が、このように形成される場合は、フィルター板の端材を活用でき、また

取出し部6の寸法(汲出し口寸法)の変化に対応し易くなるものである。

また各フィルター板7a、7bが上下方向に継ぎ足される場合は、目の違うフィルター板を上下方向に継ぎ足すことにより、不純物の性質や種類に応じて溶湯4を濾過できる、という利点がある。

### [0036]

また上例では、垂下状のフィルター板 7 a が取出し部 6 の流入口 6 a の側に設けられているが、本発明はこれに限定されるものではない。

即ち、本発明は、図9、図10に示されるように、各フィルター板7a、7bが上例とは逆に配置され、起立状のフィルター板7bが、温度保持室5の側に配置されているのでも良い。

#### [0037]

この場合は、起立状のフィルター板 7 b で、先ず不純物中の沈殿し易い重質成分を除去できる。従って、これによると、この種の不純物によって溶湯 4 の流れが支障を来たすことを防止でき、また中間層の比較的清浄な溶湯 4 が流れ易くなるため、その分、溶湯 4 を効率良く製造できるものである。

#### [0038]

また本発明の場合、垂下状のフィルター板 7 a と起立状のフィルター板 7 b の枚数と組み合わせは任意であり、図 1 の事例のように、夫々 1 枚づつで形成される場合には限られない。

即ち、本発明は、図11、図12に示されるように、例えば垂下状のフィルター板7aを挟んで、起立状のフィルター板7bが対向状に配置されているのでも良い。

#### [0039]

この実施形態の場合、溶湯4は、先ず、温度保持室5の側に配置されている外側の起立状のフィルター板7bで、溶湯4中の重質成分が除去される。そして、溶湯4の液面が外側の起立状のフィルター板7bの上端7b1を超えると、溶湯4は垂下状のフィルター板7aとの間を下降する。

### [0040]

その後、溶湯4は、垂下状のフィルター板7aの下端7a1をくぐって内側の起立状のフィルター板7bと垂下状のフィルター板7aとの間を上昇する。そして、その過程において、溶湯4は内側の起立状のフィルター板7bによって濾過される。

## [0041]

また溶湯4の液面が、常に、外側の起立状のフィルター板7bの上端7b1を超える状態になると、溶湯4は垂下状のフィルター板7aによっても濾過される。

従って、この本発明によれば、不純物の種類や性質などに応じ、溶湯 4 の流れを変え、 溶湯 4 の液面レベルにより一層対応して溶湯 4 を濾過できる。

#### [0042]

また本発明の場合、溶湯4の取出し部6は、図13等に示されるように、坩堝16で形成され、この坩堝16にフィルター7が設けられているのでも良い。

図13等において、連結部材8の構成や、フィルター7の取付構造は、上例と同様であるため、同一部材、同一箇所には同一の符号を付し、詳しい説明は省略する。

### [0043]

而して、この実施形態の場合は、坩堝16の一方側にアルミニウム合金等の金属材料1が投入されると、溶解用バーナー12で金属材料1が加熱されて溶解する。すると、この溶湯4は、垂下状のフィルター板7aの下端7a1と坩堝16の底面16aとの間から、各フィルター板7a、7bの間を上昇しながら濾過され、坩堝16の他方側に流入する。そして、給湯装置14で汲出され、鋳型等に供給されるものである。

## 【符号の説明】

### [0044]

4 溶湯

6 取出し部

10

30

50

6 a 底面

7 フィルター

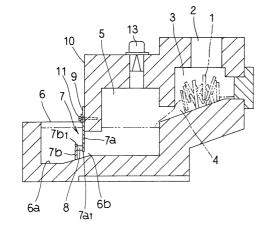
7a 垂下状のフィルター板

7 a 1 垂下状のフィルター板の下端

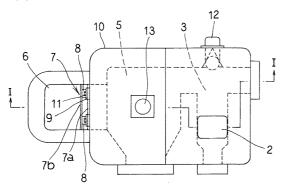
7 b 起立状のフィルター板

7 b 1 起立状のフィルター板の上端

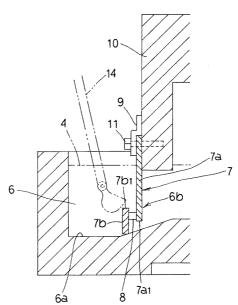
【図1】



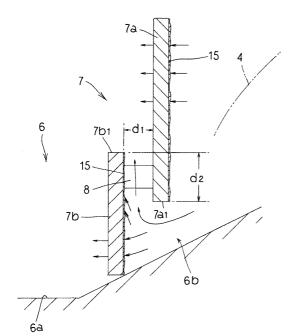
【図2】



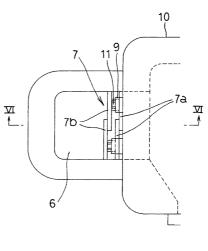
【図3】



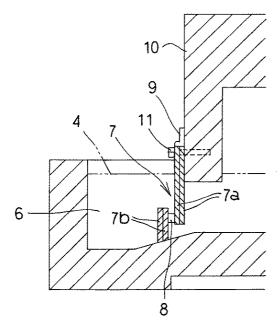
【図4】



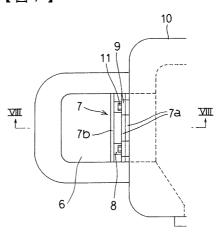
【図5】



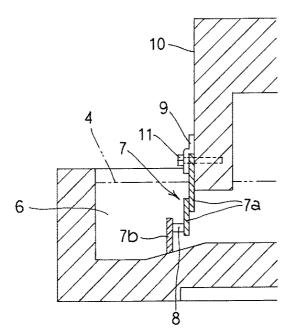
【図6】



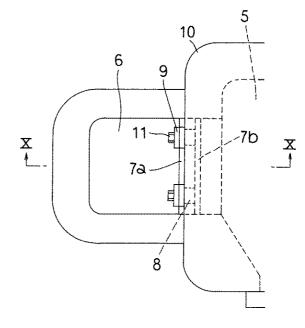
【図7】



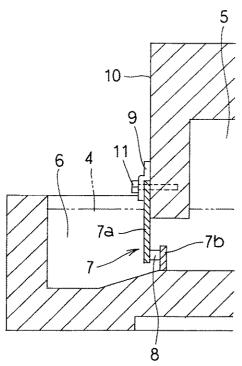
【図8】



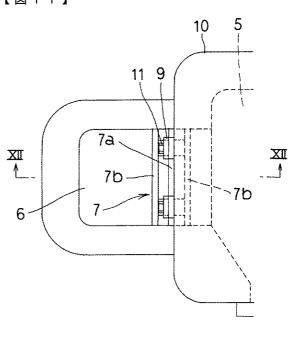
【図9】



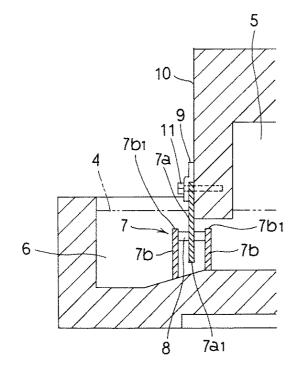
【図10】



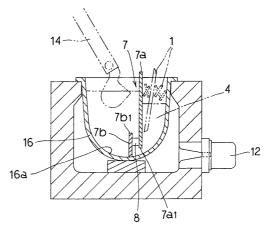
【図11】



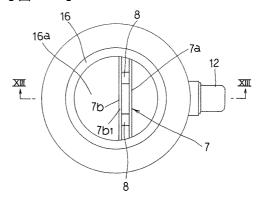
【図12】



【図13】



【図14】



## フロントページの続き

(51)Int.Cl. F I

B 2 2 D 43/00 C

(56)参考文献 特開昭51-083003(JP,A)

実開昭50-004003(JP,U)

特開2007-285679(JP,A)

特開昭59-212164(JP,A)

米国特許第04372542(US,A)

米国特許第04373704(US,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

C 2 2 B 9 / 0 2

B01D 29/01

B 0 1 D 3 6 / 0 0

B 2 2 D 4 3 / 0 0

C 2 2 B 2 1 / 0 6